

## 令和4年6月 勝浦市議会定例会会議録（第5号）

令和4年6月16日

### ○出席議員 15人

1番 鈴木克巳君	2番 狩野光一君	3番 渡辺ヒロ子君
4番 照川由美子君	5番 戸坂健一君	6番 磯野典正君
7番 久我恵子君	8番 寺尾重雄君	9番 佐藤啓史君
10番 岩瀬洋男君	11番 松崎栄二君	12番 丸昭君
13番 黒川民雄君	14番 末吉定夫君	15番 岩瀬義信君

### ○欠席議員 なし

### ○地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名

市長	土屋元君	副市長	竹下正男君
教育長	岩瀬好央君	政策統括監	加藤正倫君
副政策統括監	青山大輔君	総務課長	平松等君
企画課長	高橋吉造君	財政課長	輕込一浩君
消防防災課長	神戸哲也君	税務課長	大野弥君
市民課長	岩瀬由美子君	高齢者支援課長	渡邊治君
福祉課長	水野伸明君	生活環境課長	君塚恒寿君
都市建設課長	栗原幸雄君	農林水産課長	屋代浩君
觀光商工課長	大森基彦君	会計課長	鈴木和幸君
学校教育課長	森庸光君	生涯学習課長	渡邊弘則君
水道課長	窪田正君		

### ○職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局長 植村仁君 議会係長 原隆宏君

---

### 議事日程

#### 議事日程第5号

##### 第1 議案、請願上程・委員長報告・質疑・討論・採決

(総務文教常任委員長)

議案第44号 勝浦市税条例等の一部を改正する条例の制定について

議案第46号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案第47号 令和4年度勝浦市一般会計補正予算

- 請願第1号 「国における2023年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願  
請願第2号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願  
請願第3号 崩落崖地整備に関する請願  
(産業厚生常任委員長)  
議案第45号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について  
議案第48号 令和4年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算  
議案第49号 令和4年度勝浦市介護保険特別会計補正予算  
請願第4号 アスベスト建材製造企業の基金拠出等「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」の改正を求める国への意見書を求める請願  
第2 発議案上程・説明・質疑・討論・採決  
発議案第3号 国における2023年度教育予算拡充に関する意見書について  
発議案第4号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について  
第3 報告  
報告第1号 令和3年度勝浦市一般会計繰越明許費繰越計算書について  
報告第2号 令和3年度勝浦市国民健康保険特別会計繰越明許費繰越計算書について  
報告第3号 令和3年度勝浦市一般会計事故繰越し繰越計算書について
- 

## 開 議

令和4年6月16日（木） 午前10時開議

○議長（末吉定夫君） おはようございます。ただいま出席議員は15名全員でありますので、議会はここに成立いたしました。  
これより本日の会議を開きます。  
本日の日程は、お手元へ配付したとおりでありますので、それによって御承知をお願いいたします。

---

## 議案、請願上程・委員長報告・質疑・討論・採決

○議長（末吉定夫君） 日程第1、議案、請願を上程いたします。  
議案第44号 勝浦市税条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第46号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第47号 令和4年度勝浦市一般会計補正予算、請願第1号 「国における2023年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願、請願第2号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願、請願第3号 崩落崖地整備に関する請願、以上6件を一括議題といたします。  
本件に関し、委員長の報告を求めます。鈴木総務文教常任委員長。

〔総務文教常任委員長 鈴木克巳君登壇〕

○総務文教常任委員長（鈴木克巳君） 議長より御指名がありましたので、今期定例会において、総務文教常任委員会に付託されました議案及び請願の審査経過と結果について、その概要を御報告いたします。

当総務文教常任委員会は、付託されました事件を審査するため、去る6月13日、委員会を開催し、執行部より市長、副市長、教育長、政策統括監、副政策統括監及び関係課長の出席を求め、その審査を終了いたしました。

その審査結果につきましては、お手元へ配付の委員会審査報告書のとおり、議案第44号 勝浦市税条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第46号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第47号 令和4年度勝浦市一般会計補正予算、以上3件につきましては、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、請願第1号 「国における2023年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願、請願第2号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願、以上2件につきましては紹介議員に、請願第3号 崩落崖地整備に関する請願につきましては請願者に、説明を求め、審査を行った結果、全員賛成で、採択と決定しました。

以上をもちまして、総務文教常任委員長の報告を終わります。

○議長（末吉定夫君） これより、委員長の報告に対する質疑に入るのですが、発言の通告はありませんでした。

質疑はありませんか。狩野光一議員。

○2番（狩野光一君） それでは、ただいまの総務文教常任委員長報告につきまして、1点、お尋ねいたします。

議案第46号の職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、この点について、育児休業等が取りやすくなつて、職員がそれを行ふことができる、しやすくするということは非常に大切なことは思いますが、一方で、育児休業を取られる方が実数として増えた場合に、その職務について、表現的にはどうか分かりませんが、穴という形で、職務の空白というものが生まれるかと思います。

この空白について、どのような対応を考えているのか、その辺の質疑、答弁等がございましたでしょうか。もしありましたら、内容についてお伺いしたいと思います。以上です。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。鈴木総務文教常任委員長。

○総務文教常任委員長（鈴木克巳君） ただいまの質問で、議案第46号の職員の育児休業に関する条例の一部を改正する条例の制定については、委員会の中では質問者はおりませんでした。以上です。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、発言通告はありませんでした。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（末吉定夫君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第44号 勝浦市税条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（末吉定夫君） 挙手全員であります。よって、議案第44号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（末吉定夫君） 次に、議案第46号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（末吉定夫君） 挙手全員であります。よって、議案第46号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（末吉定夫君） 次に、議案第47号 令和4年度勝浦市一般会計補正予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（末吉定夫君） 挙手全員であります。よって、議案第47号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（末吉定夫君） 次に、請願第1号 「国における2023年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（末吉定夫君） 挙手全員であります。よって、請願第1号は、採択と決しました。

---

○議長（末吉定夫君） 次に、請願第2号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（末吉定夫君） 挙手全員であります。よって、請願第2号は、採択と決しました。

---

○議長（末吉定夫君） 次に、請願第3号 崩落崖地整備に関する請願を採決いたします。

本件に対する委員長の報告は採択であります。本件は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（末吉定夫君） 挙手全員であります。よって、請願第3号は、採択と決しました。

---

○議長（末吉定夫君） 次に、議案第45号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第48号 令和4年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算、議案第49号 令和4年度勝浦市介護保険特別会計補正予算 請願第4号 アスベスト建材製造企業の基金拠出等「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」の改正を求める国への意見書を求める請願、以上4件を一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。久我産業厚生常任委員長。

〔産業厚生常任委員長 久我恵子君登壇〕

○産業厚生常任委員長（久我恵子君） 議長より御指名がありましたので、今期定例会において、産業厚生常任委員会に付託されました議案及び請願の審査経過と結果について、その概要を御報告いたします。

当産業厚生常任委員会は、付託されました事件を審査するため、去る6月14日、委員会を開催し、執行部より市長、副市長、教育長、政策統括監、副政策統括監及び関係課長の出席を求め、その審査を終了いたしました。

その審査結果につきましては、お手元へ配付の委員会審査報告書のとおり、議案第45号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、議案第48号 令和4年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算、議案第49号 令和4年度勝浦市介護保険特別会計補正予算、以上3件につきまして、全員賛成で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

また、請願第4号 アスベスト建材製造企業の基金拠出等「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」の改正を求める国への意見書を求める請願につきましては、請願者に説明を求め、審査を行った結果、慎重に審議する必要があり、会期中に結論を出すのが困難なため、議長に対しましては、継続審査の申出をした次第であります。

以上をもちまして、産業厚生常任委員長の報告を終わります。

○議長（末吉定夫君） これより、委員長の報告に対する質疑に入るのであります、発言の通告はありませんでした。

質疑はありませんか。鈴木克巳議員。

○1番（鈴木克巳君） ただいま委員長から報告ありましたが、最後の請願第4号については、会期

中に決定は困難だということで、継続審査という結論ということでありますので、これについては、委員会の中で、委員からのどのような質疑等があつて、結果がこういうふうになったのか。そんなに詳しくなくていいですから、主なこの質疑についてお聞かせください。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。久我産業厚生常任委員長。

○産業厚生常任委員長（久我恵子君） それでは、ただいまの請願第4号について、どのような御意見があつたのかを主なものをお知らせいたします。

主なものといたしましては、国に法整備を求めるということであるのか。あとはこれが、企業が国の約半分、国の4,000億円に対してですけど、それと同じ金額を払えるのか。そしてその企業が持ちこたえられるのかというような質問がございました。

主立ったところは、以上です。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑ありませんか。鈴木克巳議員。

○1番（鈴木克巳君） 今の委員の質疑は、請願者に対してだと思いますので、請願者の方は、それに対してはどのような回答というか、答弁しているのか、お願ひします。

○議長（末吉定夫君） 答弁を求めます。久我産業厚生常任委員長。

○産業厚生常任委員長（久我恵子君） 請願者の方からは、現在、係争中でございますので、企業側と、今のところまだ係争中であるということで、引き続き、企業側の方に働きかけをしていきたいというお答えがありました。以上です。

○議長（末吉定夫君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（末吉定夫君） これをもって、質疑を終結いたします。

これより討論に入りますが、発言通告はありませんでした。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（末吉定夫君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第45号 勝浦市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（末吉定夫君） 挙手全員であります。よって、議案第45号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（末吉定夫君） 次に、議案第48号 令和4年度勝浦市国民健康保険特別会計補正予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（末吉定夫君） 挙手全員であります。よって、議案第48号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（末吉定夫君） 次に、議案第49号 令和4年度勝浦市介護保険特別会計補正予算を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（末吉定夫君） 挙手全員であります。よって、議案第49号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（末吉定夫君） 次に、請願第4号 アスベスト建材製造企業の基金拠出等「特定石綿被害建設業務労働者等に対する給付金等の支給に関する法律」の改正を求める国への意見書を求める請願につきましては、産業厚生常任委員長から、会議規則第110条の規定による閉会中の継続審査の申出がありました。

本件につきましては、産業厚生常任委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査に付することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（末吉定夫君） 挙手多数であります。よって、請願第4号は、閉会中の継続審査に付することに決しました。

---

### 発議案上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（末吉定夫君） 日程第2、発議案を上程いたします。

発議案第3号 国における2023年度教育予算拡充に関する意見書について、発議案第4号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について、以上2件を一括議題といたします。

発議者から提案理由の説明を求めます。鈴木克巳議員。

〔1番 鈴木克巳君登壇〕

○1番（鈴木克巳君） 議長より御指名をいただきましたので、ただいま議題となりました発議案第3号 国における2023年度教育予算拡充に関する意見書について及び発議案第4号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について、以上2件について、提案理由の説明を申し上げます。

初めに、発議案第3号 国における2023年度教育予算拡充に関する意見書について申し上げます。

教育は、憲法・子どもの権利条約の精神にのっとり、日本の未来を担う子どもたちを心豊かに教え、育てるという重要な使命を負っています。

しかし現在、日本の教育は、いじめ、不登校、少年による凶悪犯罪、さらには経済格差から生じる教育格差、子どもの貧困等、様々な深刻な問題を抱えています。

また、東日本大震災、原子力発電所の事故、さらに各地で地震や豪雨、台風などの大規模災害が立て続けに発生しました。災害からの復興は、いまだ厳しい状況の中にあると言わざるを得ません。

一方、国際化、高度情報化などの社会変化に対応した学校教育の推進や、教育環境の整備促進、様々な教育諸課題に対応する教職員定数の確保等が急務であります。

千葉県及び県内各市町村においても、1人1人の個性を尊重しながら、生きる力と豊かな人間性の育成を目指していく必要があります。そのための様々な教育施策の展開には、財政状況の厳しい現状を見れば、国からの財政的な支援等の協力が不可欠であります。

充実した教育を実現させるためには、子どもたちの教育環境の整備を一層進める必要があります。

そこで、以下の項目を中心に、2023年度に向けての予算の拡充をしていただくことを強く要望しようとするものであります。

一つ、災害からの教育復興に関する予算の拡充を十分に図ること。

一つ、少人数学級を実現するため、公立義務教育諸学校の教職員定数を改善する計画を早期に策定・実現すること。

一つ、保護者の教育費負担を軽減するために、義務教育教科書無償制度を堅持すること。

一つ、現在の経済状況を鑑み、就学援助や奨学金事業に関する予算をさらに拡充すること。

一つ、既存校舎の改築や更衣室等の公立学校施設整備費を充実すること。

一つ、子どもの安全と充実した学習環境を保障するために、財政措置を講じること。

一つ、感染症に伴う臨時休校等の様々な措置により、児童・生徒が健康面、学習面で不安やストレスを感じることがないよう財政措置を講じること。

国においては、教育が未来への先行投資であり、日本の未来を担う子どもたちに十分な教育を保障することが、国民の共通した使命であることを再認識され、国財政が非常に厳しい状況の中ではありますが、必要な教育予算を確保することを強く要望します。

次に、発議案第4号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書について申し上げます。

義務教育費国庫負担制度は、憲法上の要請として、教育の機会均等と、その水準の維持向上を目指して、子どもたちの経済的、地理的な条件や居住地のいかんにかかわらず、無償で義務教育を受ける機会を保障し、かつ、一定水準の教育を確保するという国の責務を果たすものであります。

政府の主導する三位一体の改革の中で、国家財政の悪化から同制度を見直し、その負担を地方に転嫁する意図のもとに、義務教育費国庫負担金の減額や、制度そのものの廃止も検討された経緯があります。

地方財政においても厳しさが増している今、同制度の見直しは、義務教育の円滑な推進に大きな影響を及ぼすことが憂慮されます。また、同制度が廃止された場合、義務教育の水準に格差が生まれることは必至であります。

よって、国においては、21世紀の子どもたちの教育に責任を持つとともに、教育水準の維持向上と地方財政の安定を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持するよう強く求めようとするも

のであります。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出しようとするものであります。

何とぞ発議者の意を御賢察の上、よろしく御審議いただき、可決あらんことをお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

○議長（末吉定夫君） これより質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（末吉定夫君） これをもって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議案第3号及び発議案第4号、以上2件につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会の付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（末吉定夫君） 御異議なしと認めます。よって、発議案第3号及び発議案第4号、以上2件については、委員会の付託を省略することに決しました。

これより討論に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（末吉定夫君） これをもって、討論を終結いたします。

これより、発議案第3号 国における2023年度教育予算拡充に関する意見書についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（末吉定夫君） 挙手全員であります。よって、発議案第3号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（末吉定夫君） 次に、発議案第4号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書についてを採決いたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○議長（末吉定夫君） 挙手全員であります。よって、発議案第4号は、原案のとおり可決されました。

---

## 報 告

○議長（末吉定夫君） 日程第3、報告であります。

報告第1号 令和3年度勝浦市一般会計繰越明許費繰越計算書について、報告第2号 令和3

年度勝浦市国民健康保険特別会計繰越明許費繰越計算書について、報告第3号 令和3年度勝浦市一般会計事故繰越し繰越計算書について、市長の報告を求めます。土屋市長。

〔市長 土屋 元君登壇〕

○市長（土屋 元君） ただいま議題となりました報告第1号から報告第3号について申し上げます。

初めに、報告第1号 令和3年度勝浦市一般会計繰越明許費繰越計算書についてであります、本件は、令和3年度勝浦市一般会計予算の繰越明許費で、自転車駐輪場解体事業ほか32件に係る経費4億4,764万5,683円を令和4年度へ繰り越すために調製した繰越明許費繰越計算書であります。

次に、報告第2号 令和3年度勝浦市国民健康保険特別会計繰越明許費繰越計算書についてであります、本件は、令和3年度 勝浦市国民健康保険特別会計予算の繰越明許費で、特定保健指導事業に係る経費34万2,000円を令和4年度へ繰り越すために調製した繰越明許費繰越計算書でございます。

次に、報告第3号 令和3年度勝浦市一般会計事故繰越し繰越計算書についてであります、本件は、令和3年度勝浦市一般会計予算の事故繰越しで、庁舎維持管理費に係る元勝浦診療所用地測量業務委託料で319万円、農林水産業者緊急支援事業に係る勝浦市水産業者経営継続支援金で205万5,000円、（仮称）かつうら海中公園再生計画事業に係る滞在型観光施設建設工事費で2億3,056万円、地域防災対策事業に係る消耗品で42万9,000円を、令和4年度へ繰り越すために調製した事故繰越し繰越計算書でございます。

以上で、報告第1号から報告第3号の説明を終わります。

○議長（末吉定夫君） これをもって、報告を終わります。

---

## 閉 会

○議長（末吉定夫君） 以上をもちまして、今期定例会に付議されました事件は全て議了いたしました。

これをもって、令和4年6月勝浦市議会定例会を閉会いたします。

午前10時29分 閉会

---

## 本日の会議に付した事件

1. 議案第44号～議案第49号及び請願第1号～第4号の総括審議
1. 発議案第3号～第4号の総括審議
1. 報告第1号～第3号の報告

上記会議の顛末を記載しその相違ないことを証し署名する。

令和　年　月　日

勝浦市議会議長

署名議員

署名議員